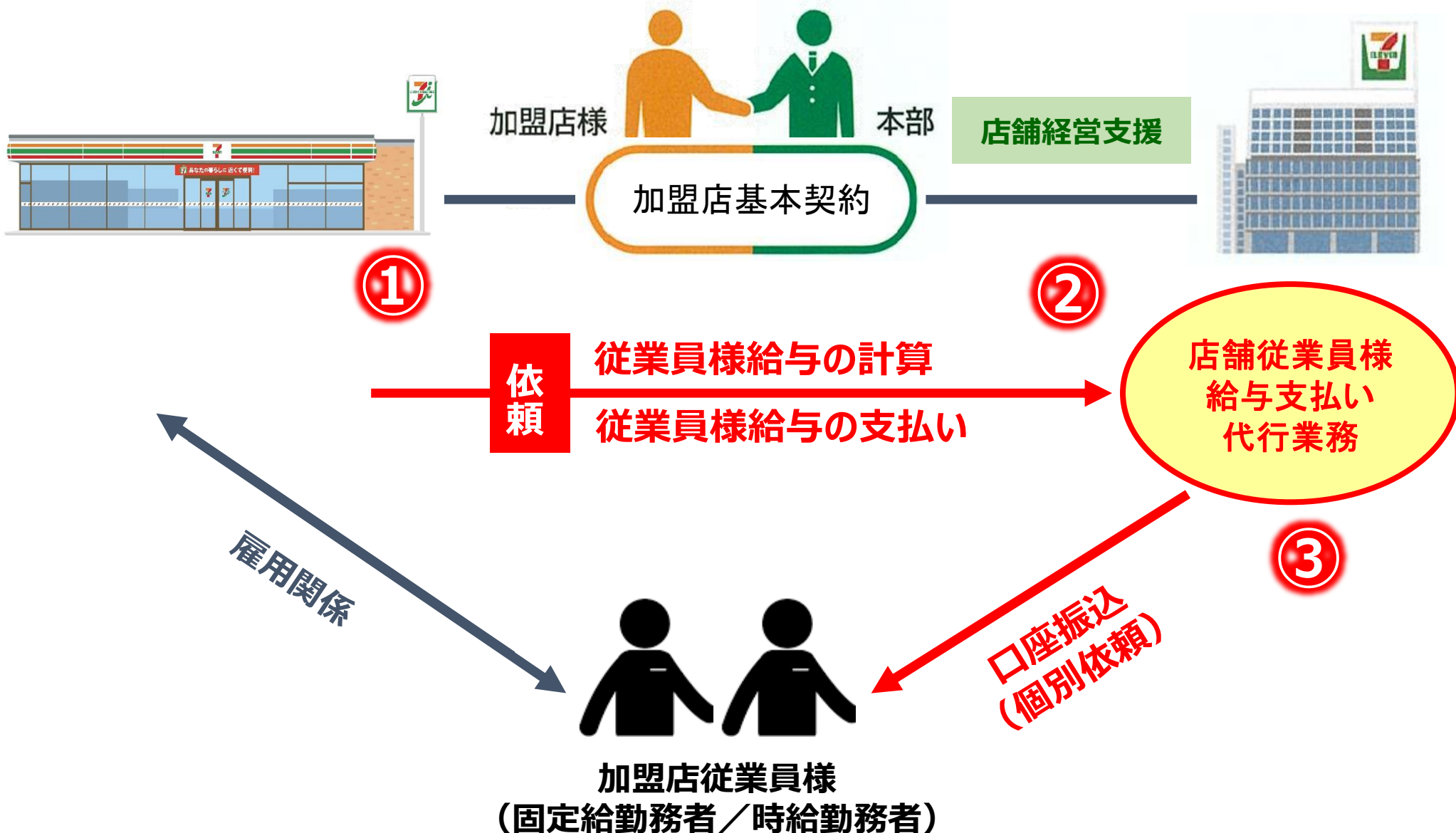


1. 概要について①

【参考資料 1】

【給与支払い代行業務の仕組み】



1. 概要について②

【参考資料 2】

2019年9月、労働基準監督署から加盟店様(1店舗)に対し、以下のご指摘をいただく



時給勤務者の「精勤手当」および「職責手当」に対する残業手当の計算式に、使用する数値の誤りがある

⇒残業手当の一部支払いが不足している

1. 概要について③

【参考資料 3】

時給勤務者における残業手当の計算式に使用する数値の誤りについて

給与計算式 支給総額 = 【基本給】 + 【残業手当①】 + 【精勤手当 + 職責手当】 + 【残業手当②】

1. 【基本給】 : 時給 × 総勤務時間 (法定内労働時間 + 法定残業時間) **問題なし**

2. 【残業手当①】 : 時給 × 残業時間 × 0.25 **問題なし** ※基本給に対する残業手当

3. 【精勤手当 + 職責手当】 **問題なし**

4. 【残業手当②】 :

※「精勤手当」「職責手当」
に対する残業手当

残業時間 ×

精勤手当 + 職責手当

月所定労働時間

× 1.25

正

▼
× 0.25

誤

※1. 「精勤手当」とは、一般的に休まず出勤した場合や熱心に職務に励んでいた場合等に対する手当

※2. 「職責手当」とは一般的に職務の責任等に対する手当

1. 概要について④

【参考資料 4】

【例】時給1,000円 実労働時間110時間／月（うち法定残業時間^{※1}10時間）
精勤手当＋職責手当＝3,000円 月所定労働時間^{※2}100時間

※「法定残業時間」は、8時間/日、40時間/週を超える分として割増賃金で算出

※「月所定労働時間」は、従業員様と加盟店オーナー様が『週〇時間』という形で労働契約を締結

1. 基本給	1,000円 × 110時間	問題なし	110,000円
2. 残業手当①	1,000円 × 10時間 × 0.25	2,500円	問題なし
3. 精勤手当 職責手当	3,000円	問題なし	
4. 残業手当②	375円	10時間 × $\frac{3,000\text{円}}{100\text{時間}}$	×1.25 正
	75円 不足分	10時間 × $\frac{3,000\text{円}}{100\text{時間}}$	×0.25 誤

【総支払い金額】 (正) 115,875円 (誤) 115,575円 差額：300円

1. 概要について⑤

【参考資料 5】

残業手当の一部支払いが不足していることについて、過去に遡り確認を実施。

年 月	経 緯
2019年 9月	加盟店様に対して、労働基準監督署からのご指摘
2001年 10月	残業手当の計算式を変更 <ul style="list-style-type: none">●時給勤務者→「精勤手当」「職責手当」の項目を追加 追加する際、計算式に使用する数値を誤って設定●固定給勤務者→「精勤手当」の項目を追加
2001年 6月	労働基準監督署から加盟店様に対するご指摘により 残業手当の計算式に一部項目が算入されていないことが判明 【算入されていない項目】 <ul style="list-style-type: none">●時給勤務者 →「精勤手当」「職責手当」●固定給勤務者→「精勤手当」
1980年 6月	時給勤務者の給与支給項目に「職責手当」の項目を追加
1978年 不明	時給勤務者の給与支給項目に「精勤手当」の項目を追加
不明	固定給勤務者の給与支給項目に「精勤手当」「職責手当」あり

①2001年10月以降

時給勤務者の
「精勤手当」「職責手当」に
かかる残業手当の計算式
に使用する数値に誤りが
あった

②2001年9月以前

時給勤務者の
「精勤手当」「職責手当」

固定給勤務者の
「精勤手当」

残業手当の計算式に項目
が算入されていなかった

1. 概要について⑥

【参考資料 6】

【支払い不足の内容】

※データとは、名前・振込先等(住所・連絡先は記載無し)

2019年11月

↳

2001年10月

※精勤手当・職責手当
にかかる残業手当の
割増率×1.25とすべき
ところ ×0.25に設定
していた期間

【データあり】(2012年3月～2019年11月) 7年9か月間

※法定保存期間である7年分に、年度単位での保存となるため更に9か月分が加わった期間

■店舗数 : 8,129店舗

■従業員数 : 30,405人

※一人当たり平均約16,000円、10,000円以下の方が83.5%となります

■支払い不足金額: 約4.9億円(遅延損害金:1.1億円を含む)

全従業員様への給与支払い総額の0.02%にあたります。

対象となる従業員様: 下記①～③全ての項目に該当する方

①時給勤務者の方

②精勤手当、職責手当が支給されている方

③残業手当が支給されている方

※直営店舗の従業員様(135店舗、385名)も含む

【データなし】(2001年10月～2012年2月) ※対象の方は上記同様。

2001年9月

↳

開始時期不明

※精勤手当・職責手当にかかる
割増自体が無かった 期間

【データなし】(開始時期不明～2001年9月)

対象: 時給勤務者の方 → 精勤・職責手当が支給、残業手当が支給
固定給勤務者の方 → 精勤手当が支給、残業手当が支給

2. 発生原因について

【参考資料 7】

- ① 適用法令の理解が十分ではなかったことから、
時給勤務者の「精勤手当」「職責手当」に対する
残業手当の計算式に誤った数値を使用して
しまったこと
- ② 「店舗従業員様の給与支払い代行業務」における
業務のチェック体制が不十分で長期間に渡り
気付くことが出来なかったこと

3. 再発防止策について

【参考資料 8】

今後、同様な事例が発生しない様、再発防止に取り組めます。

(1) 社内研修等の強化

給与支払い代行業務の担当部署を含む、関連部署における労働関係法令に関する社内研修等の強化

(2) 社内外のチェック体制強化

給与支払い代行業務に関する内部チェック体制の強化、および第三者である外部機関による定期的なチェックの実施

(3) 給与支給明細の見直し

店舗従業員様の給与支給明細について、残業手当の対象項目を明確化

4. 今後のお支払い対応について

【参考資料 9】

①現在、勤務されている方

【ご確認方法】 店舗から対象となる従業員様へ直接お伝えいたします。

【お支払い方法】書類手続きが完了後、給与支払者となる加盟店様から、お振込みまたは現金で、順次お支払いをさせていただきます。

※お振込みの場合は、加盟店様から委託を受けた当社が行います。

②既に退職されている方

【ご確認方法】 下記ホットラインまでご連絡いただきますようお願いいたします。

【お支払い方法】書類手続きが完了後、当社からお振込みさせていただきます。

セブン-イレブン従業員様専用 2019年12月10日（火）14：00より開設

『残業手当の一部お支払い』に関するホットライン

0120-386-076 24時間受付（土日祝日含む）

2012年2月以前に勤務されていた方の支払い不足分も、書面にて確認の上、お支払いさせていただきます。その他、不明点がある場合も含め上記ホットラインまでご連絡をいただきますようお願いいたします。